表25―1.1

船舶の型式	船舶における歩路の設置場所	指定されたフリーボードの型式による指定されたフリーボードの型式による容認し得る装置			
		A型	B―100型	B―60型	B型及びB＋型
油タンカー（注1）、化学薬品タンカー（注1）及びガス運搬船（注1）以外の全ての船舶	1.1　中央部船員室への歩路				
	1.1.1　船尾楼と船橋楼との間				
	1.1.2　船尾楼と居住設備若しくは航行設備又は双方を有する甲板室との間				
	3,000mm以下の場合	(a) (b) (e)	(a) (b) (c)(i) (e) (f)(i)	(a) (b) (c)(i) (c)(ii) (c)(iv) (d)(i) (d)(ii) (d)(iii) (e) (f)(i) (f)(ii) (f)(iv)	
	3,000mmを超える場合	(a) (b) (e)	(a) (b) (c)(i) (c)(ii) (e) (f)(i) (f)(ii)		
	1.2　船尾部への歩路				
	1.2.1　船橋楼がない場合の船尾楼と船首部との間				
	1.2.2　船橋楼と船首部との間				
	1.2.3　居住設備若しくは航行設備又は双方を有する甲板室と船首部との間				
	1.2.4　平甲板船の場合には、船員居住区と船舶の前後端との間				
	3,000mm以下の場合	(a) (b) (c)(i) (e) (f)(i)	(a) (b) (c)(i) (c)(ii) (e) (f)(i) (f)(ii)	(a) (b) (c)(i) (c)(ii) (e) (f)(i) (f)(ii)	
	3,000mmを超える場合	(a) (b) (c)(i) (c)(ii) (c)(iv) (d)(i) (d)(ii) (e) (f)(i) (f)(ii) (f)(iv)	(a) (b) (c)(i) (c)(ii) (c)(iv) (d)(i) (d)(ii) (d)(iii) (e) (f)(i) (f)(ii) (f)(iv)	(a) (b) (c)(i) (c)(ii) (c)(iv) (d)(i) (d)(ii) (d)(iii) (e) (f)(i) (f)(ii) (f)(iv)	
油タンカー（注1）、化学薬品タンカー（注1）及びガス運搬船（注1）	2.1　船首部への歩路				
	2.1.1　船尾楼と船首部との間				
	2.1.2　居住設備若しくは航行設備又は双方を有する甲板室と船首部との間				
	2.1.3　平甲板船の場合には、船員居住区と船舶の前端との間				
	（$Af+Hs$）以下の場合（注2）	(a) (e) (f)(i) (f)(v)			
	（$Af+Hs$）を超える場合（注2）	(a) (e) (f)(i) (f)(ii)			
	2.2　船尾部への歩路	油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船以外の全ての船舶については、1.2.4欄において求められるとおり。			
	平甲板船の場合には船員居住区と船舶の後端との間				

（注1）海上における人命の安全のための国際条約第2―1章第2規則12、第7章第8規則2及び第7章第11規則2にそれぞれ定義する油タンカー、化学薬品タンカー及びガス運搬船

（注2）Afは、実際に指定されたフリーボードの形式にかかわりなく、A型船舶として計算された最少夏期フリーボードとする。

Hsは、第33規則に定義する船楼の標準の高さとする。

（注3）(a)から(f)までに定める装置は、次の(2)に規定する。(i)から(v)までに定める配置は、次の(3)に規定する。

(2)　表―1.1に規定する容認し得る装置は、次のとおり定める。

(a)　十分に照明され、及び換気された甲板下の通路（少なくとも幅〇・八メートルで高さ二メートルの明確な開口を有する。）であって、フリーボード甲板にできる限り近く、対象となる場所への出入口に接続し、及びこれが設置されているもの。

(b)　船体中心線上又は実行可能な限りこれに近い位置において船楼甲板の高さ又はこれより上方に取り付けられた常設の、かつ、効果的に造られた歩路であって、少なくとも幅〇・六メートルの連続的なプラットホーム及び滑り止めされた表面を備え、及び全長にわたって両側に及ぶガード・レールを有するもの。ガード・レールは、少なくとも高さ一メートルで三の横棒を有するものとし、第二十五規則(3)の規定によって要求されるように造られるものとする。フットストップを備えるものとする。

(c)　フリーボード甲板の高さに備えられ、及び三メートルを超えない間隔の支柱を有する二列のガード・レールから成る少なくとも幅〇・六メートルの常設の通路。レールの横棒の数及びそれらの間隔は、第二十五規則(3)の規定に従うものとする。B型船舶については、高さ〇・六メートルを超えるハッチ・コーミングは、通路の片側を形成するものと認めることができる。ただし、二列のガード・レールをハッチの間に備える場合に限る。

(d)　直径十ミリメートル以上のワイヤ・ロープの保護索であって十メートル以上離れていない支柱によって支えられているもの又は単一のハンド・レール若しくはワイヤ・ロープであってハッチの間で連続し、かつ、支えるハッチ・コーミングに取り付けられているもの。

(e)　常設歩路は、

(i)　船楼甲板の高さ又はそれより上方に位置するものとする。

(ii)　船体中心線上又はできる限りそれに近く位置するものとする。

(iii)　甲板の作業場所を横切る容易な接近を妨げないように位置するものとする。

(iv)　少なくとも幅一メートルの連続するプラットホームを備えるものとする。

(v)　耐火性の、かつ、滑らない材料で造るものとする。

(vi)　全長にわたって両側に達するガード・レールを備えるものとする。ガード・レールは、少なくとも高さ一メートルで第二十五規則(3)の規定によって要求される横棒を有し、かつ、一・五メートル以上離れていない間隔の支柱によって支えられているものとする。

(vii)　両側にフットストップを備えるものとする。

(viii)　甲板への出入りのために開口を備えるものとし、適当な場合には、はしごを備えるものとする。開口は、四十メートル以上離れないようにするものとする。

(ix)　通過される暴露甲板の長さが七十メートルを超える場合には、四十五メートルを超えない間隔で歩路の途中に避難所を備えるものとする。避難所は、少なくとも一の者を収容することができるものとし、前方、左舷及び右舷における風雨に対して保護を与えるように造るものとする。

(f)　フリーボード甲板の高さに位置し、船体中心線上又はできる限りその近くに位置する常設通路は、フットストップを除くほか、(e)に掲げる常設の歩路に対するものと同じ仕様とする。ハッチ・コーミングと取り付けられたハッチ・カバーとの合計の高さが一メートルを超えないB型船舶（液体ばら積み輸送について認証されたもの）については、ハッチ・コーミングは、通路の片側を形成するものと認めるものができる。ただし、二列のガード・レールをハッチの間に備える場合に限る。